

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月10日
【会社名】	株式会社アウトソーシング
【英訳名】	OUTSOURCING Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 土井 春彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-3286-4888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長経営管理本部管掌 鈴木 一彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-3286-4888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長経営管理本部管掌 鈴木 一彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 177,240,000円
	(注) 1. 本募集は、平成26年2月10日付の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。 2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものといたします。また、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込み額であります。 3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および新株予約権者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	1,400個（注）3
発行価額の総額	0円
発行価額	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年2月26日～平成26年2月27日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アウトソーシング 経営管理本部 総務部 総務課 (東京都千代田区丸の内一丁目8番3号)
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成26年2月28日
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、平成26年2月10日付の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 本新株予約権の引受けの申込みは、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることにより行うものとします。
3. 新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、当社従業員及び当社子会社取締役に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は、上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社従業員	34名	1,030個
当社子会社取締役	10名	370個

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	140,000株 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。 ただし、上記総数は、割当予定数であり引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。ただし、下記(注)1の定めにより付与株式数の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使に際して出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数切り上げ)とします。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。 また、下記(注)2の定めにより行使価額の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	177,240,000円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。ただし、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価額は、行使価額と同額とします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
新株予約権の行使期間	平成28年3月1日～平成31年2月28日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アウトソーシング 経営管理本部 総務部 総務課 (またはその時々における当該業務担当部署) 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 静岡県静岡市葵区御幸町8 株式会社三菱東京UFJ銀行静岡支店
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員等の地位を失ったときは、新株予約権を行使できないものとします。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができます。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができます。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、新株予約権者または新株予約権者の相続人が権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式移転計画・株式交換契約、また、当社が分割会社となる分割計画・分割契約について当社株主総会の承認（株主総会の承認が不要な場合は取締役会の決議）がなされた場合は、新株予約権を無償で取得することができます。</p> <p>当社は、新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、新株予約権を無償で取得することができます。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるものとします。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとします。</p> <p>目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の同種の株式</p> <p>目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整します。 調整後の1株未満の端数は切り捨てます。</p> <p>権利行使に際して払い込むべき額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整します。 調整後の1円未満の端数は切り上げます。</p> <p>権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得に関する事由等 株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定します。</p> <p>新株予約権の譲渡承認 新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要します。</p>

(注) 1. 付与株式数の調整

なお、当社が株式分割（株式無償割当ての場合を含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行うものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社が必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2. 行使価額の調整

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

### 3. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。
- (2) 上記(1)の新株予約権行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

### 4. 新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとします。

### 5. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

### 6. 新株予約権証券の発行及び株券の発行

本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しないものとします。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
177,240,000(注)1	1,490,000(注)2	175,750,000

(注)1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

### (2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社及び当社子会社の取締役、従業員の連結業績の向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるとともに、株主の皆様と株価変動に関わる利害を共有することを目的として行うものであり、資金調達を目的としておりません。

また、本新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。本新株予約権の行使による払込みの手取金は、当社の業績拡大及び企業価値向上のための設備資金あるいは運転資金に充当する予定ではありますが、具体的な金額については、払い込みのなされた時点の状況に応じて決定いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期）及び四半期報告書（第17期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年2月10日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年2月10日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期）の提出日（平成25年3月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成26年2月10日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりであります。

（平成25年4月2日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成25年3月27日開催の当社第16期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭とする。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円 配当総額 115,442,400円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年3月28日

第2号議案 取締役2名選任の件  
取締役として、古賀英一、茂手木雅樹を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件  
監査役として、池島幸治を選任する。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件  
監査役の報酬額を年額40,000千円以内に改定する。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件  
当社の取締役、監査役及び従業員等（従業員等には当社子会社の取締役及び監査役を含む）に対し、ストックオプションとしての新株予約権（上限：1,600個）を発行する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	可決要件	決議結果
第1号議案	101,613	180	0	97.2	（注）1	可決
第2号議案					（注）3	
古賀 英一	101,444	309	0	97.0		可決
茂手木 雅樹	101,425	328	0	97.0		可決
第3号議案					（注）3	
池島 幸治	87,869	13,924	0	84.0		可決
第4号議案	101,244	549	0	96.8	（注）1	可決
第5号議案	99,059	2,731	0	94.7	（注）2	可決

（注）1 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

（平成25年8月9日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名

主要株主でなくなるもの

道林昌彦



(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	当該主要株主の所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	15,000個	10.37%
異動後	10,000個	6.91%

- (注) 1. 「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、当社が平成25年8月9日に提出した第17期第2四半期報告書（以下「第2四半期報告書」という。）に記載された平成25年6月30日現在の発行済株式総数（15,606,400株）から本第2四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の当社が保有する自己株式数（1,139,500株）を控除した株式数（14,466,900株）に係る議決権の数である144,669個を分母として計算しております。
2. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成25年8月8日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 493百万円  
本報告書提出日現在の発行済株式総数 普通株式 15,618,400株

(平成25年10月4日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 アスカ・クリエーション株式会社  
住所 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号  
代表者の氏名 代表取締役社長 茂手木 雅樹  
資本金 50百万円（平成24年12月31日現在）  
事業の内容 システム開発受託事業、システムエンジニア派遣事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 390個（うち間接所有： 個）

異動後 個（うち間接所有： 個）

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%（うち間接所有： %）

異動後 %（うち間接所有： %）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社の特定子会社であるアスカ・クリエーション株式会社は、平成25年9月1日を効力発生日として、当社の特定子会社である株式会社アウトソーシング・システム・コンサルティングに吸収合併されたことにより、消滅いたしました。これにより、アスカ・クリエーション株式会社は、当社の特定子会社に該当しなくなりました。

異動年月日  
平成25年9月1日

以上

(平成25年10月4日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

2 - 1 サンシン電機株式会社

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	サンシン電機株式会社
住所	東京都町田市原町田一丁目13番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 若島 賢二
資本金	310百万円(平成24年12月31日現在)
事業の内容	電子機械器具の製造及び販売、エレクトロニクス製品の受託加工等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	
異動前	個(うち間接所有: 個)
異動後	2,280,000個(うち間接所有: 個)

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前	% (うち間接所有: %)
異動後	100% (うち間接所有: %)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、平成25年9月24日開催の取締役会において、サンシン電機株式会社の全株式を取得し、完全子会社化することについて株式譲渡契約を締結することを決議し、平成25年10月1日に本件譲渡に関する一連の手続を完了いたしました。

これにより、同社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、当社の特定子会社に該当することとなったためであります。

異動年月日  
平成25年10月1日

2 - 2 SANSIN(MALAYSIA)SDN.BHD.

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	SANSIN(MALAYSIA)SDN.BHD.
住所	Lot55,Bakar Arang Industrial Estate 08000 Sungai Petani,Kedah Darul Aman,Malaysia
代表者の氏名	取締役社長 今野 泰志
資本金	15Mill RM(平成24年12月31日現在)
事業の内容	電子機械器具の製造及び販売、エレクトロニクス製品の受託加工等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数  
異動前 個(うち間接所有: 個)  
異動後 15,600,000個(うち間接所有: 個)

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合  
異動前 % (うち間接所有: %)  
異動後 100% (うち間接所有: %)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、平成25年9月24日開催の取締役会において、SANSHIN(MALAYSIA)SDN.BHD.の全株式を取得し、完全子会社化することについて株式譲渡契約を締結することを決議し、平成25年10月1日に本件譲渡に関する一連の手続を完了いたしました。

これにより、同社の純資産の額が当社の純資産の額の100分の30以上に相当し、さらに同社の資本金の額が当社の資本金の額100分の10以上に相当し、当該特定子会社に該当することとなったためであります。

異動年月日

平成25年10月1日

以上

(平成25年10月4日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成25年9月24日開催の取締役会において、サンシン電機株式会社(以下、S A E社)及びSANSHIN(MALAYSIA)SDN.BHD.(以下、S A M社)のノウハウによる開発から量産までの一括受託体制の強化によって、生産アウトソーシングサービスの充実及びA S E A Nの主要各国にてグローバルなネットワーク戦略を進めることを目的として、S A E社及びS A M社の全株式を取得し、子会社化することについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

2 - 1 S A E社

(1) 取得対象子会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	サンシン電機株式会社
本店の所在地	東京都町田市原町田一丁目13番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 若島 賢二
資本金の額	310百万円(平成24年12月31日現在)
純資産の額	371百万円(平成24年12月31日現在)
総資産の額	1,007百万円(平成24年12月31日現在)
事業の内容	電子機械器具の製造及び販売、エレクトロニクス製品の受託加工等

最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
売上高	1,723百万円	1,219百万円	1,712百万円
営業利益	91百万円	13百万円	16百万円
経常利益	70百万円	2百万円	8百万円
当期純利益	30百万円	254百万円	12百万円

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。

人的関係 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。

取引関係 当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

2 - 2 S A M社

(1) 取得対象子会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 SANSIN(MALAYSIA)SDN.BHD.

本店の所在地 Lot55,Bakar Arang Industrial Estate 08000 Sungai Petani,Kedah Darul Aman,Malaysia

代表者の氏名 取締役社長 今野 泰志

資本金の額 15Mil RM (平成24年12月31日現在)

純資産の額 91Mil RM (平成24年12月31日現在)

総資産の額 104Mil RM (平成24年12月31日現在)

事業の内容 電子機械器具の製造及び販売、エレクトロニクス製品の受託加工等

最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
売上高	358Mil RM	225Mil RM	163Mil RM
営業利益	2Mil RM	1Mil RM	1Mil RM
経常利益	5Mil RM	1Mil RM	1Mil RM
当期純利益	6Mil RM	1Mil RM	6Mil RM

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社グループは、国内大手メーカーの生産効率向上を目的とした、研究・開発から実験・評価、量産工程に至るまでの幅広い分野で生産アウトソーシング事業を展開しております。

当社グループの主要顧客である国内大手メーカーでは、昨今の新興国メーカーの台頭による激しいグローバル競争への対応に加え、人口増を伴って富裕層・中間層の拡大が加速し、今後ますます需要が高まる国への進出を目的に、東南アジアなど海外への生産拠点移管を進めております。

このような環境において発生するメーカーニーズに応えるため、既に当社グループでは積極的に海外展開を進めておりますが、重要な拠点と想定するベトナム・タイ・インドネシア・マレーシアにおいて、これまでマレーシアのみ進出できておりませんでした。

一方、S A E社とS A M社は、太平洋セメント株式会社の100%子会社として、カーチューナーをはじめとする高周波アナログ回路技術に強みを持ち、S A E社が日本で設計から試作等を主にを行い、マレーシアを拠点とするS A M社が、日本向けはもとよりタイをはじめとする東南アジアの日系メーカー向けの電子部品を量産する、両社の連携によって設計から量産までを行うE M S（電子機器の開発・製造受託サービス）企業グループであります。

今回の株式取得により、当社グループがマレーシアに拠点を持つこととなり、A S E A N地域の主要な4カ国を網羅いたしますが、この主要な国々においては海外メーカーの進出が激しく既に人材確保に逼迫感が生じつつあります。このため、これらの需要のある拠点に対し、いまだ主要産業が育っておらず人材確保が容易なミャンマー・カンボジア・ラオスなどを採用拠点と捉えて今後進出し、A S E A Nの主要各国にてグローバルなネットワーク戦略を進めるとともに、S A E社及びS A M社のノウハウによる開発から量産までの一括受託体制の強化によって生産アウトソーシングサービスの充実を実現いたします。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

S A E社及びS A M社の普通株式	1,371百万円
アドバイザー費用等（概算額）	60百万円
合計（概算額）	1,431百万円

以上

### 3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期）の提出日（平成25年3月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成26年2月10日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成25年3月28日～平成26年2月10日 （注）	106,800	15,678,700	33,031	518,615	33,031	629,415

（注） 新株予約権の行使によるものであります。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日	平成25年3月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第3四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項ありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項ありません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年3月11日

株式会社 アウトソーシング  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠原 孝広
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 剛己
--------------------	-------	-------

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アウトソーシングの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アウトソーシング及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アウトソーシングの平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社アウトソーシングが平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が、別途保管しております。
  - 2．連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月11日

株式会社アウトソーシング  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 篠原 孝広

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阪田 大門

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アウトソーシングの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アウトソーシング及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年3月11日

株式会社 アウトソーシング  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 篠原 孝広

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 剛己

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アウトソーシングの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アウトソーシングの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が、別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。